地域連携推進事業		
地域連携推進事業費補助		
東日本大震災復興地域連携推進事業		
東日本大震災復興競争導入公共サービス道路整備事業発注者支援業務		
東日本大震災復興地域連携推進事業費補助		
北海道地域連携推進事業		
北海道地域連携推進事業費補助		
沖縄地域連携推進事業		
交通円滑化事業		
交通円滑化事業費補助		
北海道交通円滑化事業		
沖縄交通円滑化事業		
廃棄物処理施設整備事業費補助		
港湾改修事業		
競争導入公共サービス港湾整備事業発注者支援業務		
港湾改修事業費補助		
東日本大震災復興競争導入公共サービス港湾整備事業発注者支援業務		
北海道港湾改修事業		
離島港湾改修事業費補助		
沖縄港湾改修事業		
競争導入公共サービス沖縄港湾整備事業発注者支援業務		
エネルギー・鉄鋼港湾施設工事		
空港整備		
競争導入公共サービス空港整備事業発注者支援業務		
北海道空港整備		
北海道空港整備事業費補助		
航空路整備		
水産物供給基盤整備事業費補助		
河川等災害復旧事業		
文部科学省	文部科学本省	
防災対策推進公立学校施設整備費負担		

港湾勘定		
空港整備勘定		
東日本大震災復興特別会計・復興庁所管・組織		
東日本大震災復興庁	復興	
復興		
所管	事	項
国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府、復興庁、総務省、法務省、財務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び防衛省	防衛武器購入	
	防衛通信機器購入	
	防衛車両購入	
	防衛諸器材購入	
	防衛武器及び防衛通信機器整備	
	防衛航空機整備	
	防衛施設整備	
	競争導入公共サービス海岸事業発注者支援業務	
	かんがい排水事業	

○厚生労働省告示第二十六号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百六十五号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき公示する。ただし、この告示による改正後の都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の規定は、平成二十五年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十六年二月十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

「（項）	社会福祉諸費	
表の上欄中	（目）	社会福祉推進費補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）
」を		
「（項）	臨時福祉給付金等給付事業助成費	
（目）	臨時福祉給付金給付事業費補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）	
（目）	臨時福祉給付金給付事務費補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）	
」		

に改め、同表の中欄中「すべての」を「全ての」に改める。

○厚生労働省告示第二十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成二十年厚生労働省告示第百六十三号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき公示し、平成二十五年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用する。

平成二十六年二月十二日

厚生労働大臣　田村　憲久

表の（項）　母子保健衛生対策費の項の次に次のように加える。

（項）	臨時福祉給付金等給付事業助成費	全ての都道府県
（目）	子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）	
（目）	子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金（市町村（指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）	

一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理

二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等

三　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認の申請の受理並びに同項第五号の規定による報告の受理

四　法第七条第一項第一号、第三号及び第四号の規定による承認並びに同項第五号の規定による指示に係る通知

五　法第八条の規定による決定の通知

六　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知

七　法第十二条の規定による状況報告の受理

八　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知

九　法第十三条第二項の規定による補助事業等の遂行の一時停止の命令に係る通知